

会議録名	令和5年度 第1回佐久市男女共同参画審議会	
日時	令和5年7月10日(月) 午前10時から	
場所	市役所 南棟 3階会議室	
出席者	<p>【委員】</p> <p>中村直子会長、小林尚美副会長、上原大輔、碓氷恵美、春日利夫、小林以津美、小林恵理子、小林房子、高裕次、高橋貞雄、中澤隆弘、原英正、簾田雅恵、吉澤ゆかり (欠席1名)</p> <p>【事務局】</p> <p>市民健康部長 東城洋、人権同和課長 小林智恵、人権教育男女共生係長 小泉啓恵、人権教育男女共生係 石黒健、櫻井真弓</p>	
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 資料1 令和4年度男女共同参画推進に関する施策の事業報告 ・ 資料2 佐久平女性大学 実績 ・ 資料3 令和5年度男女共同参画推進に関する施策の事業計画 ・ 資料4 第四次佐久市男女共同参画プラン令和4年度実績報告・令和5年度事業計画 ・ 資料5 「長野県パートナーシップ届出制度」パンフレット ・ 「佐久市犯罪被害者等支援条例」パンフレット ・ 「市民フォーラム」チラシ ・ 「長野県性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」パンフレット ・ 「長野犯罪被害者支援センター ひとりで悩まないで」パンフレット ・ 「佐久市男女共生ネットワークだより」 ・ 「令和4年度佐久市男女共同参画研修 参加報告のまとめ」 	
内容	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 市民健康部長あいさつ</p> <p>4 自己紹介</p> <p>5 会議事項</p>	<p>進行：人権同和課長</p> <p>議長：中村会長</p> <p>(1) 令和4年度男女共同参画推進に関する施策の事業報告について</p> <p>(2) 令和5年度男女共同参画推進に関する施策の事業計画について</p> <p>質疑、意見</p> <p>委員：「佐久市男女共同参画推進事業者表彰」の募集・選考について。募集はどのような方法で行っているのか、また、選考については審査する日より事前に事業所の内容などお知らせいただきたいが、いかがか。この2点について伺いたい。</p> <p>事務局：事業者表彰については、毎年6月に市広報紙や市ホームページ、FM さくだいら等を活用した広報に努めるとともに、これまで事業者表彰を受賞した事業所に推薦の依頼を行っています。近年は、ご紹介やご推薦をいただくことが多くなっています。審査につきましては、事前に内容について委員の皆様にお知らせ</p>

するようにいたします。また、昨年度は事務局が事業所等へインタビューに出向き作成した動画を審査会場でご覧いただきました。しかしながら、委員の皆様から、もう少し細かい内容等を直接質問したかったといったご意見を頂きましたので、審査にあたり事業所の方に会場へお越しいただくかオンラインで参加いただくなどの工夫を検討したいと考えています。

会 長：なかなか気づきを挙げて頂く事業所が少ない中ではありますが、ご紹介いただく力というのも大きいと思います。審査につきましては、これまで書面だけで審査していたところ、昨年度は動画を通して事業所の取組をお聞かせいただくなど事務局に工夫していただきました。やはり事業所の方にももう少し細かいところを直接質問できたらとも思います。委員の皆様からも事業所のご推薦へのご協力をお願いします。

委 員：佐久平女性大学について、アフターフォローが1年間あるとのことですが、実際に相談があるのですか？

事務局：佐久平女性大学のアフターフォローにつきましては、在学中から学長面談を行っており、卒業後引き続き要望があった方に対しまして同様に学長面談を行っております。現在のところ入学及び卒業後4か月目になりますが、間をおかず、学生と学長との面談予定がありますので、充実したフォローアップができているものと考えます。

委 員：佐久平女性大学の卒業式には審議会委員として出席させていただきましたが、華やかで、心から嬉しかったです。

会 長：佐久平女性大学が、質の高い教育などにより、佐久市民の皆様にも認められる、あそこを出たの？と前向きな感想を述べていただけたところに発展するといいですね。卒業生が、様々な場面で活躍されることを切に願っています。

委 員：佐久平女性大学の学生の年齢層については？

事務局：第一期生の応募にあたり、65名から応募がありました。10代から80代の方まで応募いただきましたが、30代、40代の方が多く、あわせて52%を占めていました。合格者もその年代が多くなっています。

委 員：様々な広報活動についてですが、市広報紙やホームページ、FMといったメディアを活用しているとのことですが、もっと積極的に事務局から区や事業所へ説明に行くというのも一つの手法ではないでしょうか？

事務局：佐久平女性大学に関しましては、事業所へ訪問させていただき大学の目的や理念についてご説明させていただいています。この他、人権同和課で事務局を務めています「佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会」の会員125社の事業所に対しまして

も、個別に様々な情報提供を行っています。実際に事業所の役員や総務人事関係の方にお会いしますと、とても良い反応をいただけますので、ご説明に伺うことは必要なことだと感じています。

委員：そのような活動につきましても、次回は資料に記載をお願いします。

事務局：承知いたしました。

委員：先ほど委員の皆さんの自己紹介の中で、男女共同参画はやはり家庭からというお話がありました。企業におけるワークライフバランスを高めていかないと家庭からの男女共同参画は難しいのではないかと思います。企業に対して研修などの取組はありますか？

事務局：先ほど説明にありました、125社の会員で構成される「佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会」におきまして、昨年度は「働く女性の健康支援」、女性のライフステージにおける体の変化というようなことをテーマに研修を行いました。各企業の役員や総務人事の方に研修を通して学んでいただきました。ホルモンバランスの変化といった女性が抱える特有の悩みなどを含め、事業所で休暇を取りやすい環境を整えること、男性側に配慮いただくこと、また理解いただくことが女性活躍推進に繋がるものと感じていただいた研修でした。

会長：それでは、(1) 事業報告、(2) 事業計画については承認よろしいでしょうか。

委員：拍手にて承認

(3) 「長野県パートナーシップ届出制度」について

事務局：8月1日から長野県におきまして施行される届出制度で、性的マイノリティの方が大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の障壁を取り除くことを目指す制度となります。まず、委員の皆様にご覧いただきます。この動画は、認定NPO法人ReBitが中学生向けに作成したもので、本日視聴の許可をいただいています。昨年度市職員向けの研修でも視聴しました。

動画視聴

【中学校版】「多様な性ってなんだろう？」

ゲイとトランスジェンダーの当事者の方が出演し、小中学校時代の辛い体験、カミングアウトした際の気持ち等について、母親や友人との対談を交えて、自らの心情をお話していただいている動画です。

質疑、意見

委員：これまでは、松本市などの一部の自治体でのみ導入されていた届出制度でしたが、長野県全体でこの制度が始まるとのことでよかったですと思います。実際の行政サービスは佐久市の各部署で執り行うわけですので、スムーズな手続きができるようにお願いします。

事務局：まずは、県で届出制度がスタートすることの広報をしっかりと行っていきます。

委員：佐久平女性大学に、性的マイノリティの方が入学を希望した場合には受け入れができるのですか？

事務局：佐久平女性大学の募集要件等につきましては、今後の課題として検討していきます。

委員：このような制度が始まる中で、相続関係ですとか、ワンストップで対応できるような窓口があると良いと思いました。

委員：動画を視聴しまして、男性、女性というのではなく、その人個人を受け入れるような環境が必要だと感じました。LGBTQの方がカミングアウトできるような環境が、男女共同参画社会の実現にも繋がっていくのではと感じました。
また、LGBTQに関連して、自分を大切にすることというのがものすごく伝わる動画ですので、子ども達にも見てもらいたいと思います。

委員：このように学習できる動画を小中学生にも是非見てもらいたいと思いました。また、私たちの世代にも様々な機会にこのように視聴させていただくことが、一人でも多くの市民の方々に理解を深めていただくことに繋がっていくと感じました。

委員：中学校で人権に関する話をしていますと、学級がしっかりできていないと理解が難しいと感じることがあります。この動画を視聴した時に、生徒達が前向きに向かっていってくれるのかどうか、その辺りを思うと簡単ではないかもしれませんが。

委員：学校教育の場において、この動画にも小中学校時代には揺れながらもカミングアウトできなかった状況の話がありましたが、その個を認める、違いを認めるということはまだ遠いところがあるのかもしれません。ただ、変われるところから皆さんの声をあわせて変えていくことが、学校教育であろうと思っています。

会長：委員の皆様から沢山のご意見、ご感想をいただきました。とても良い動画であったというご意見をいただきましたので、この審議会だけではなく、それぞれがお声掛けいただくなどして、是非大勢の皆さんに視聴いただくと良いと思います。子ども達は柔軟な受け入れができるかと思いますが、私たち大人が時間をかけてしっかりと学んでいく必要があるように感じました。

(4) その他

- ・佐久市犯罪被害者等支援条例について

事務局：佐久市犯罪被害者等支援条例について簡単にご説明をさせていただきます。

令和5年4月1日から本条例を施行いたしました。犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と権利保護を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に制定したものでございます。

制定のきっかけは、市内で起きた交通事故によりお子さんを亡くされたご遺族から要望書を受けたことによります。遺族の方からは、被害者として二次被害に大変苦しまれたというお話を聞きました。報道等で、報じられてる内容が現実と違うことが報じられるなど、それによって傷ついたということ。お子様を亡くされた痛みというものも計り知れないものですが、その事実と異なる報道によりさらに傷付けられ、本当に日々生きることだけで精一杯だった、そういった話を伺いました。それらを受けまして、市として条例を制定し支援の体制を整備したところでございます。ご遺族等の経済的負担の軽減を図るための支援金支給や家事、育児、配食、一時保育、カウンセリング等、日常生活支援に係る費用の助成、関係機関等との支援体制の構築など、犯罪被害者の方及びその家族に対し、被害からの早期回復・軽減を図ってまいります。また事業者の皆様へは、従業員の方が犯罪被害に遭われた場合に、配慮いただきたいことや環境整備のお願いをまとめております。

最近のニュースで中野市や川上村の事件がございました。全く予期しない事件でしたけれども、こういった事件をきっかけに県内自治体で犯罪被害者支援条例の制定の動きが早まりました。本市には各自治体から、条例制定に関する問い合わせが増えております。

また、ご自身が二次被害の加害者にならないようにしていただきたい。情報 SNS 等の普及によりまして、誤った情報も多く出回っていますが、何が正しくて何が間違っているのか、しっかりと認識をしていただき、ご自身が加害者になってはいけないという思いでいてほしいです。市としましては今年度、この犯罪被害者支援を人権同和課の一つの大きなテーマとして推進していきたいと考えております。

会 長：ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問はありますか？

委 員：なし

会 長：その他、事務局からは連絡等ありますか？

事務局：一点、訂正がございます。先ほど佐久平女性大学学生の年齢構成につきまして、30代、40代が最も多いと説明しましたが、50代につきましても同程度の割合でございます。バランスよく様々な年代の方々に学んでいただきたいと考えています。

会 長：他にご意見等がないようですので、以上をもちまして本日の会議事項を終了させていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

6 閉会 副会長

※会議資料については資料1～資料5までを掲載。(他は参考資料のため)